

### 静岡県告示第270号の3

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

#### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

浜松市天竜区水窪町奥領家4183の7・4183の10・4183の11・4183の13・4184の11・4185の10（以上6筆  
国有林。次の図に示す部分に限る。）、4183の9（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて  
縦覧に供する。）